

巨大多国籍製薬企業を含む外資系企業の政治献金解禁に強く反対する（委員長談話）

私たち日本科学者会議医療と薬害問題研究委員会は、「政治資金規正法『改正』案」（以下「改正案」）に反対を表明する。

反対の主旨と理由は以下の通りである。

外資企業による政治献金を合法化する「改正案」は、12月1日の衆議院政治倫理委員会において、短時間の審議で、自民、公明、民主、国民新党各党の賛成で可決され、5日に本会議で可決、参議院に送付された。この法案は、現行法では禁止されている「外資比率が五割を超える企業」からの政治献金を、5年以上継続して上場していることを条件に容認しようというものである。

現行法では、「何人も、外国人、外国法人又は、その主たる構成員が外国人もしくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない」（第22条の5）と定められている。これは、外国企業などからの寄附により、日本の政治が左右されることを防ぐためであり、日本の主権が侵害されないためにも重要な規定である。しかし、「改正案」は、「日本国内の法人で、株式上場が連続5年以上」の2条件を満たせば、この規定に例外を設けて、寄附を解禁しようというものである。

これが容認されると、現行法22条の5の立法趣旨は損なわれ、提案者の説明とは逆に、「国策を損なう」恐れがあると断じざるを得ない。私たちが1974年から今日まで取り組んできている薬害問題でいうならば、これまでの主要な薬害訴訟の被告には、スモンではチバガイギー、薬害エイズではカッター（後にバイエル）やトラベノール（後にバクスター）、薬害ヤコブ病ではビーブラウン、そして現在係争中のイレッサではアストラゼネカというように、外国企業が含まれていた。今回の「改正案」では、上記のように「日本国内の法人」などの条件を付けているが、これらの「海外の法人」も、日本国内に子会社を設ければ、そうした「日本国内の法人」を通じて献金が可能になることになる。そして、こうした外資系製薬企業にも政治献金が解禁されると、これまで以上に薬事行政にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。過去の薬害の歴史的事実から考えれば、政治献金により薬の製造販売・輸入等の許認可や監督のあり方に影響を及ぼし、その結果として国民の生命や健康に大きな被害を与える可能性も否定できない。

私たちは、政治を金で買うことになりかねない政治献金そのものに反対であるが、当面、少なくとも今回の「改正案」には上記のような危険性があると考え、この法案の成立に強く反対する。

2006年12月10日

日本科学者会議医療と薬害問題研究委員会
委員長 牧野忠康

送付先

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会全委員34人
安倍晋三首相、柳沢伯夫厚生労働大臣、長瀬甚遠法務大臣
各政党、政党機関紙
マスコミ
薬害被害者団体、友好団体